

## 個人情報保護条例第2条第9項の改正

### 1 現行規定の内容

個人情報保護条例上の「情報提供等記録」(※1)という用語を定義する。

※1・不正な情報連携を抑止するため、法定事務の「情報照会者及び情報提供者」は、情報連携のための特定個人情報の「提供の求め」又は「提供」をしたときは、①情報照会者及び情報提供者の名称、②「提供の求め」及び「提供」の日時、③特定個人情報の項目などを、情報提供ネットワークシステム(総務大臣が管理運営)に接続された情報照会者及び情報提供者が使用する電子計算機に記録し、政令で定める期間(7年間)保存する。

### 2 改正後の規定

番号法第26条の準用規定(※2)により、自治体が行う「条例で定める事務」(独自利用事務)において情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携(※3)においても「情報提供等記録」を保存することとなるため、その旨を規定する。

※2・番号法第26条では、法定事務の各規定(第21条から第25条まで)を独自利用事務にも準用する旨を規定された。

【第21条から第25条までの主な内容】

- ・第21条「総務大臣は、情報照会者から特定個人情報の提供の求めがあったときは、情報提供者にその旨の通知をする。」
- ・第22条「情報提供者は、総務大臣からの通知を受けたときは、情報照会者に特定個人情報を提供しなければならない。」
- ・第23条「情報照会者及び情報提供者は、特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、特定個人情報の項目などを情報提供ネットワークに接続する電子計算機に記録し、保存しなければならない。」
- ・第24条「総務大臣、情報照会者、情報提供者は、情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性などを確保する。」
- ・第25条「情報提供等事務に従事する者は、秘密を漏らしてはならない。」

※3・複数の機関の間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組みをいう。(平成29年7月から開始) ⇒資料58-2